

## 建設リサイクル法第9条第1項に定める工事における留意事項

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であるため、契約にあたり分別解体等、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用を書面に記載し、発注者との間で取り交わす必要があることから、設計図書等を参考に積算したうえで入札すること。また、分別解体等の方法等について、落札者は契約締結日までに発注者（監督員）と協議を行うこととする。

なお、落札者は契約締結の際、契約書に「6 特記事項」を以下のとおり加えること。

<例>

- |            |   |
|------------|---|
| 1 工事の番号・名称 | 略 |
| 2 工事の場所    | 〃 |
| 3 工期       | 〃 |
| 4 工事請負代金の額 | 〃 |
| 5 契約保証金    | 〃 |

### 6 特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体の方法、解体工事に要する費用再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

※ 特約条項ではないので注意すること。